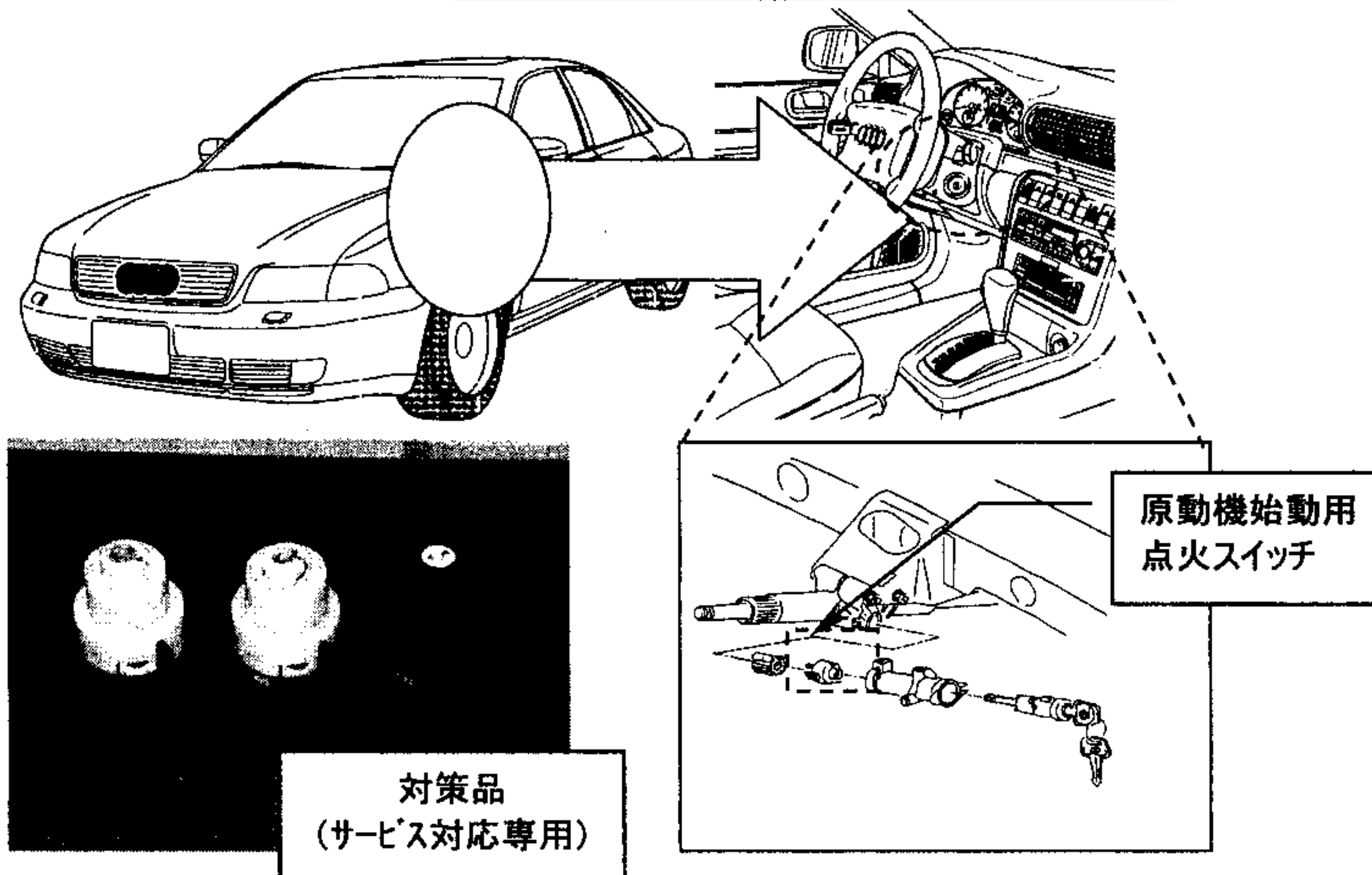


改 善 箇 所 説 明 図



基準不適合状態にあると認める構造、装置又は性能の状況及び原因

原動機の始動スイッチにおいて、スイッチケースの強度が不足しているため、そのままの状態で使用を続けると、スイッチケースが破損し、最悪の場合、スタータによって原動機が始動した後も始動スイッチが規定の位置まで戻らないことから、電気系統が作動せず、前照灯、方向指示器、窓拭き器等が点灯又は作動しないおそれがある。

改善措置の内容

全車両、当該スイッチを対策品と交換する。

作業終了の識別

原動機後方バルクヘッドの車台番号打刻の右側に白色または黄色の識別マークを塗布する。